

# 愛媛県森林整備工事低入札価格調査制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）の競争入札における低価格の入札に関し、森林整備工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の2の規定に基づく手続等低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 この要綱の対象は、総合評価落札方式により落札者を決定する森林整備工事とする。

## (調査基準価格の算定)

第3条 前条に規定する森林整備工事の契約に係る調査基準価格（規則第133条の2第1項の規定に基づき作成する基準となる価格をいう。以下同じ。）は、別表1に掲げるところにより算出した額とする。

2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した調査基準価格を、規則第133条第3項に規定する書面又は同条第4項に規定するファイルに記載し、又は記録するものとする。

## (調査基準価格の事後公表)

第4条 前条第1項の規定により算定した調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。

## (調査資料の提出)

第5条 入札価格が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜き調査基準価格」という。）を下回る場合は、発注部局の長は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次の各号に掲げる事項について、税抜き調査基準価格を下回る入札をした入札者（以下「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面（以下「調査資料」という。）を提出させるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の名称、発注者及び成績状況
- (10) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (11) 信用状態（貸金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (12) 第1次下請の予定業者名及び予定下請金額
- (13) その他の必要な事項

2 前項の調査資料は、開札の日の翌日から起算して3日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者又は調査に対応できない旨の申し出があった者については、当該入札者がした入札を失格とする。

（調査の実施）

第6条 発注部局の長は、前条の規定により提出された書面にに基づき、低価格入札者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）について、事情聴取や関係機関への照会等の調査（以下「調査」という。）を実施する。

2 発注部局の長は、前項の調査中であっても、必要に応じ、落札候補者以外の低価格入札者について、調査を実施することができる。ただし、第7条の規定は、落札候補者から、順次適用する。

3 発注部局の長は、前2項の調査を行うにあたっては、低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

4 第1項又は第2項の調査において、低価格入札者は、発注部局の長から調査に必要な追加資料（以下「追加資料」という。）を求められた場合は、追加資料を求められた日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者がした入札を失格とする。ただし、発注部局の長が別途認めた場合は、この限りでない。

（落札者の決定）

第7条 発注部局の長は、前条の調査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

2 発注部局の長は、前条の調査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該落札候補者を落札者とせず、その旨を当該落札候補者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、第6条の規定により手続を行うものとする。

3 第1項の落札候補者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

（落札者決定の通知）

第8条 発注部局の長は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（森林整備工事）（平成18年3月30日制定）に定義するシステムをいう。）により（紙入札方式による場合にあつては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

（入札参加者への周知）

第9条 発注部局の長は、規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲示するなどして周知を図るものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、調査の終了後に

入札結果を通知すること。

- (3) 低価格入札者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) すべての低価格入札者は、第5条の規定による調査資料の提出及び第6条の規定による調査に協力すべきこと。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第10条 第7条の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあつては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金は請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とすること。
- (2) 前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあつては、10分の4に相当する額以内とすること。
- (3) 主任技術者の配置が義務づけられている工事において、次のとおり技術者を配置すること。

ア 請負代金額4,000万円以上の工事にあつては、専任で配置しなければならない主任技術者とは別に、専任で1名現場に配置すること。

イ 請負代金額4,000万円未満の工事にあつては、配置する主任技術者について、専任で現場に配置すること。

2 発注部局の長は、入札通知において前項に規定する条件を記載し、入札に参加しようとする者に対して周知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成25年10月1日から平成26年3月31日までに契約を締結する案件で、予定価格の算定にあたり消費税(地方消費税を含む。)を8パーセントで算定しているものについては、第5条の「105分の100」を「108分の100」と、別表1及び欄外(工場製作を含む工事に係る計算式も含む。)の「1.05」を「1.08」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成26年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成31年4月1日から平成31年9月30日までに契約を締結する案件で、予定価格の算定にあたり消費税(地方消費税を含む。)を10パーセントで算定しているものについては、第5条の「108分の100」を「110分の100」と、別表1及び欄外(工場製作を含む工事に係る計算式も含む。)の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成31年9月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に指名通知等を行う工事について適用し、同日前に指名通知等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年6月1日以降に入札公告等を行う案件について適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表1 調査基準価格の算定方法

区分	計算式	備考
森林整備工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあつては、予定価格に7.5/10を乗じて得た額を調査基準価格とする。

(注) 各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満切捨て)の合計に、1.1を乗じた額(円未満切捨て)とする。